

警サポ甲達第1号
令和3年3月22日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

福井県犯罪被害者等生活支援金給付要綱の制定について

このたび、福井県犯罪被害者等支援条例（令和3年福井県条例第6号）が制定されたことに伴い、殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負った者に対して、経済的負担の軽減を図り、再び平穏な生活を営むことができるよう、別添のとおり「福井県犯罪被害者等生活支援金給付要綱」を制定し、令和3年4月1日以降に発生した故意の犯罪行為を対象として運用することとしたので、適正な運用に努められたい。

別添

福井県犯罪被害者等生活支援金給付要綱

第1 趣旨

この要綱は、福井県犯罪被害者等生活支援金の給付について、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号）及び福井県警察本部所管補助金等交付要綱の制定について（平成25年警会甲達第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。

なお、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条及び第3条に定める危険運転致死傷を含むものとする。

- 2 犯罪被害 犯罪行為による生命又は身体に対する被害をいう。
- 3 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- 4 犯罪被害者等 犯罪被害を受けた者及びその遺族をいう。
- 5 重傷病 犯罪行為による負傷又は疾病にかかる身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養期間が1か月以上で、かつ、入院3日以上を要する（精神疾患である場合は、療養期間が1か月以上で、かつ、3日以上を要する。）と医師が診断したものをいう。
- 6 犯罪被害を受けた日 犯罪被害者に対して当該犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた日をいう。
- 7 犯罪被害の発生を知った日 犯罪被害者が死亡した場合は、その遺族が警察からの教示により犯罪被害による死亡の事実を知った日をいい、犯罪被害者が重傷病を負った場合は、医師により重傷病であると診断された日をいう。

8 合計所得金額

地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第13号及び第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。

第3 生活支援金の種類、給付額及び給付対象者

- 1 生活支援金の種類、給付額及び給付対象者は、次のとおりとする。

なお、同一世帯に給付対象者が複数いる場合又は給付対象者が重複して給付を受けることとなる場合には、上限を60万円として給付する。

(1) 遺族生活支援金

ア 給付額

60万円

イ 給付対象者

犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族（（2）イに掲げる者で給付後に死亡した者の遺族を含む。）であって、犯罪被害を受けた日において、福井県内（以下「県内」という。）に住所を有する、第4の3の規定により第1順位となる遺族（以下「第1順位遺族」という。）

(2) 重傷病生活支援金

ア 給付額

20万円

イ 給付対象者

犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者であって、犯罪被害を受けた日において、県内に住所を有する者

2 給付対象者が住民登録をせずに県内に居住している場合は、県内に居住していることを客観的に確認できる書類の提出により「県内に住所を有する者」とみなすことができる。

3 遺族生活支援金及び重傷病生活支援金は、申請時において、前年の合計所得金額（前年の合計所得金額が確定していない場合は、前々年の合計所得金額とする。）が300万円未満の給付対象者に給付する。

第4 遺族の範囲及び順位

1 遺族生活支援金の給付対象者は、犯罪被害を受けた日において、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者（以下「事実上の婚姻関係」という。）を含む。以下同じ。）

(2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の子、父母（養父母を含む。以下同じ。）、孫、祖父母及び兄弟姉妹（以下「生計維持遺族」という。）

(3) (2) に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 犯罪被害者の死亡の当時、胎児であった子がその後出生した場合において、1の規定の適用については、その母が犯罪被害者の死亡の当時、犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときは、1(2)の子とし、その他のときにあつては、1(3)の子とみなす。

3 遺族生活支援金の給付対象者の順位は、1(1)から(3)の順とし、1(2)及び(3)に掲げる者にあつては、それぞれ記載の順とする。この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後にする。ただし、実父及び養母又は養父及び実母が婚姻関係にある場合は、当該父母を同順位とする。

4 第1順位遺族が当該生活支援金の申請をしない場合は、第2順位以降の遺族は、当該生活支援金を申請することができない。

5 1の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡によって遺族生活支援金の給付を受けることができる先順位若しくは同順位となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族生活支援金の給付を受けることができる遺族としない。

第5 生活支援金の給付対象者からの除外

次のいずれかに該当する場合には、生活支援金を給付しないものとする。

- 1 犯罪被害を受けた日において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があったとき。ただし、犯罪被害者が18歳未満の者で重傷病生活支援金を受給する立場にある場合又は犯罪被害者が18歳未満であった第1順位遺族（二人以上いる場合はいずれかの者）を監護していた場合は、この限りでない。
- 2 犯罪被害者又は第1順位遺族が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者又は第1順位遺族にも、その責めに帰すべき行為があったとき。
- 3 犯罪被害者又は第1順位遺族が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項及び第6号に定める暴力団、暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する者であったとき。
- 4 その他犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、生活支援金を給付することにより加害者が財産上の利益を受けるおそれがある場合など、生活支援金を給付することが社会通念上適切でないとき認められるとき。

第6 生活支援金の申請

- 1 遺族生活支援金の給付を申請する場合は、福井県犯罪被害者等生活支援金（遺族生活支援金）給付申請書（別記様式第1号）に次に定める書類を添えて、本部長を経て福井県知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。
 - (1) 犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他当該被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
 - (2) 給付対象者の氏名、生年月日、犯罪被害を受けた日における住所（住民登録をせず県内に居住している場合は、それが客観的に確認できる書類）及び犯罪被害者との続柄を証明する書類（住民票、戸籍の附票等）
 - (3) 給付対象者が、犯罪被害を受けた日において、犯罪被害者と事実上の婚姻関係にあったときは、その事実を証明する書類（住民票、犯罪被害者及び給付対象者の親族、友人、隣人等の申述書等）
 - (4) 給付対象者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明する書類（先順位者の死亡の事実が記載された戸籍の謄本又は抄本等）
 - (5) 給付対象者が生計維持遺族であるときは、犯罪被害を受けた日において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を証明する書類
 - (6) 給付対象者の合計所得金額を証明する書類（市民税・県民税（所得・課税）証明書等）
 - (7) 第1位順位遺族が2人以上あるときは、福井県犯罪被害者等生活支援金（遺族生活支援金）受給代表者決定申出書（別記様式第2号）
 - (8) その他、本部長が必要と認める書類
- 2 重傷病生活支援金の給付を申請する場合は、福井県犯罪被害者等生活支援金（重傷病生活支援金）給付申請書（別記様式第3号）に、次に定める書類を添えて、本部長を経て知事に提出しなければならない。
 - (1) 重傷病に該当することを証明する医師の診断書
なお、診断書には、療養期間、入院日数、病名等を記載すること。

- (2) 給付対象者の氏名、生年月日及び犯罪被害を受けた日における住所（住民登録をせずに県内に居住している場合は、それが客観的に確認できる書類）を証明する書類（住民票、戸籍の附票等）
 - (3) 給付対象者の合計所得金額を証明する書類（市民税・県民税(所得・課税)証明書等）
 - (4) その他、本部長が必要と認める書類
- 3 給付対象者が未成年者又はやむを得ない事情により自身で申請を行うことができない場合は、代理人が申請することができる。

第7 給付の申請期限

- 1 第6の規定による申請期限は、犯罪被害の発生を知った日から2年又は犯罪被害を受けた日から7年を経過したときとする。
なお、重傷病生活支援金の給付を受けた者が当該犯罪被害が原因で死亡し、遺族生活支援金の給付を受ける場合には、犯罪被害者が死亡した日から2年を経過したときは、これを行うことができない。
- 2 1の規定にかかわらず、当該犯罪行為の加害者により身体の一部を不当に拘束されるなどやむを得ない理由により申請期間を経過したときは、その理由がやんだ日から6月以内に限り、当該申請を行うことができる。

第8 給付の決定等

- 1 本部長は、第6の規定による申請があった場合には、速やかに審査を行い、生活支援金を給付する旨又は給付しない旨の決定を行うものとする。
- 2 本部長は、1に規定する決定について、速やかに、福井県犯罪被害者等生活支援金給付決定通知書（別記様式第4号）又は福井県犯罪被害者等生活支援金不給付決定通知書（別記様式第5号）により、申請者に通知するものとする。
- 3 本部長は、1に規定する審査に際し、必要がある場合は、当該申請にかかる事件捜査を担当する警察署長（以下「事件担当署長」という。）に対して、福井県犯罪被害者等生活支援金給付にかかる照会について（別記様式第6号）により調査することができるものとする。
- 4 3に規定する照会を受けた事件担当署長は、福井県犯罪被害者等生活支援金給付関係事項回答書（別記様式第7号）により、本部長に対して速やかに回答するものとする。

第9 生活支援金の請求

生活支援金の給付決定の通知を受けた者は、福井県犯罪被害者等生活支援金給付請求書（別記様式第8号）により、本部長を経て知事に当該生活支援金の給付を請求することができる。

第10 給付決定の取り消し

- 1 本部長は、生活支援金の給付決定後であっても、次の各号に該当すると認められるときは、当該決定を取り消すことができるものとする。
 - (1) 給付対象者でないことが判明したとき。
 - (2) 給付対象者又はその代理人が偽りその他不正な手段により申請したことが判明したとき。

2 1の規定により取り消しを行った場合、本部長は、福井県犯罪被害者等生活支援金給付取消通知書（別記様式第9号）により申請者に通知するものとする。

第11 生活支援金の返還

第10の規定により決定を取り消した場合において、既に生活支援金が支給されているときは、当該生活支援金の給付を受けた者は、本部長が定める日までに、生活支援金を指定の方法により返還しなければならない。

第12 時効

生活支援金の給付を受ける権利は、第8の規定により給付決定の通知を受けた後、2年間請求を行わないときは、時効により消滅する。

第13 権利の保護

生活支援金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することができない。

第14 その他

この要綱に定めるもののほか、生活支援金の給付に関し必要な事項は、本部長が決定する。

樣式省略